

2016年1月8日 全16頁

標準的手法（信用リスク）の見直し、再考へ

【BCBS 第二次市中協議文書】外部格付の参照は再び認められる方向へ

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年12月10日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、第二次市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」（第二次市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2016年3月11日）。
- 第二次市中協議文書は、バーゼルⅡの合意（2004年）以降初めて、信用リスクに係る標準的手法に抜本的な改訂を施す旨提案するものである。
- 第二次市中協議文書では、銀行向け債権及び法人向け債権のリスク評価における外部格付の参照を廃止するとともにリスク・ウェイトの上限を現行の150%から300%に引き上げるという第一次市中協議文書の提案を撤回している。そのため、第二次市中協議文書の提案がもたらしうる標準的手法採用行の自己資本比率への影響度は、第一次市中協議文書の提案に比して低くなっているものと思われる。
- もっとも、第二次市中協議文書の提案では、銀行向け債権のリスク評価に用いる銀行の外部格付には、暗黙の政府支援を織り込むことが認められないとされている。また、銀行の設立国のソブリン（国債等）に対するリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイトを適用するという現行の選択肢の一つが廃止されている点も見逃せない変更である。さらに、株式保有のリスク・ウェイトを現行の100%から250%に引き上げるといった提案の影響も小さくはないものと思われる。
- BCBSは、第二次市中協議文書へのコメント及び定量的影響度調査（QIS）を踏まえ、2016年末までに最終規則を公表する見込みである。新たな標準的手法に基づくバーゼル規制の具体的な適用時期は未定であるが、BCBSは、十分な時間をかけて導入することとしている（必要な場合は経過措置を設定）。
- なお、第二次市中協議文書の内容は、標準的手法採用行のみならず、内部格付手法採用行にも重大な関心事である。というのも、BCBSは、第一次市中協議文書と同日に、内部格付手法に対して標準的手法に基づく資本フロアを設定する旨も提案しているためである。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 見直しの目的	2
■ 3. 銀行向け債権	3
■ 4. 法人向け債権	6
■ 5. 株式及び劣後債の保有	8
■ 6. リテール向け債権	9
■ 7. 不動産担保債権	9
■ 8. オフバランスシート・エクスポージャー	13
■ 9. デフォルト・エクスポージャー	13
■ 10. 信用リスク削減手法	14
■ 11. おわりに	15

1. はじめに

2015年12月10日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、第二次市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」（以下、「第二次市中協議文書」）を公表している（コメント提出期限は2016年3月11日）¹。

第二次市中協議文書では、バーゼルⅡの合意（2004年）以降初めて、信用リスクに係る標準的手法に抜本的な改訂を施す旨が提案されている。

なお、第二次市中協議文書は、2014年12月に公表された最初の市中協議文書（以下、「第一次市中協議文書」）²に寄せられたコメントと影響度調査（QIS）の結果を勘案し、第一次市中協議文書に改訂を施したうえで再度市中協議を行うものである。

本稿では、第二次市中協議文書の概要を簡潔に紹介する³。

2. 見直しの目的

第二次市中協議文書は、信用リスクに係る標準的手法の見直しの目的として、次の5点を挙げている。

【見直しの目的】

- (i). 所要自己資本額の算出の適切性を確保するため、標準的手法のデザインを見直す。

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p151210.htm>)

² 第一次市中協議文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「BCBS、標準的手法（信用リスク）の見直しへ」（鈴木利光）[2015年3月26日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150326_009587.html)

³ なお、本稿では、第二次市中協議文書のうち、外部格付を規制で利用できない地域（例 米国）のための代替的アプローチについては、そのような地域が例外的であることから、説明を割愛する。

- (ii). リスク・ウェイトの水準が、エクスポージャーのリスクを合理的に反映するよう、適切に設定されていることを確かなものとする。
 - (iii). 標準的手法を用いる銀行間の所要自己資本額の比較可能性を向上させるため、各国裁量を減少させる。
 - (iv). 所要自己資本額の比較可能性を向上させるため、標準的手法と内部格付手法の定義及び分類を整合させる。
 - (v). リスク評価の代替的手段を構築し、外部格付への依存を低減する。
- ※ なお、提案されているすべての資本賦課の水準は予備的なもの（preliminary）であり、全体の資本賦課水準の引上げは見直しの目的とされていない。

（出所）金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『信用リスクに係る標準的手法の見直し』の概要」（2015年1月）を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

以下、3. から 10. にて、銀行向け債権、法人向け債権、株式及び劣後債の保有、リテール向け債権、不動産担保債権、オフバランスシート・エクスポージャー、デフォルト・エクスポージャー、そして信用リスク削減手法における第二次市中協議文書の提案の概要を説明する。

なお、この第二次市中協議文書は、ソブリン、中央銀行及び中央政府以外の公共部門（PSE: Public Sector Entity）向けの債権に係る信用リスク・アセット額の算出方法については、見直しの対象から除外している⁴。

3. 銀行向け債権

(1) 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における銀行向け債権の取扱いについて、次の 2 つのオプションが定められており、各国当局がいずれかを選択している。

【銀行向け債権：現行の取扱い】

<オプション1>

カウンターパーティである銀行の設立国のソブリン（国債等）に対するリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイトを適用

<オプション2>

⁴ BCBS は、ソブリン等向けエクスポージャーについては、より広範かつ総体的な見直しの対象と位置付けている。この点については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、ソブリン・リスクの見直しへ」（鈴木利光）[2015年1月29日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150129_009384.html)

カウンターパーティである銀行の外部格付を参照してリスク・ウェイトを決定

(※) わが国では、オプション1を採用している。

(出所) 第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

オプション1とオプション2のいずれによった場合でも、リスク・ウェイトの範囲は20%から150%（20%、50%、100%、150%）とされている⁵。

前記のような現行の取扱いには、第一次市中協議文書では、次のような問題点が指摘されていた。

【銀行向け債権：現行の取扱いの問題点】

- ▶ 各国裁量があるため、異なる国の銀行間の所要自己資本額の比較可能性を損ねている。
- ▶ 外部格付に依存した枠組みとなっている。

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『信用リスクに係る標準的手法の見直し』の概要」（2015年1月）を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 第二次市中協議文書の提案

第一次市中協議文書では、銀行向け債権のリスク評価における外部格付の参照を廃止するとともに、リスク・ウェイトの上限を現行の150%から300%に引き上げるという提案をしていた。

これに対して、第二次市中協議文書では、標準的手法における銀行向け債権の取扱いについて、外部格付がある場合はECRA（External Credit Risk Assessment）手法を、無格付の場合はSCRA（Standardised Credit Risk Assessment）手法を用いてリスク・ウェイトを決定する旨提案している。

① ECRA 手法

第二次市中協議文書では、カウンターパーティである銀行の外部格付を参照してリスク・ウェイトを決定するという現行のオプション2を“原則として”維持している。リスク・ウェイトの範囲も現行どおり20%から150%（20%、50%、100%、150%）である。ただし、外部格付への“機械的な”依存を低減すべく、デューディリジェンスを義務付け、その結果によってはリスク・ウェイトを引き上げることとしている。

なお、短期債権（原契約の満期3ヶ月以下）については、（リスク・ウェイトが150%の場合を除き、）通常の債権のリスク・ウェイトよりも一段低いリスク・ウェイトを適用する。

ECRA手法に基づく銀行向け債権のリスク・ウェイトは、図表1のとおりである。

⁵ オプション1を採用しているわが国の場合、日本国債のリスク・ウェイトが0%であることから、国内の銀行向け債権のリスク・ウェイトは20%となっている。

図表 1 第二次市中協議文書：銀行向け債権のリスク・ウェイト（ECRA 手法）

カウンターパーティである銀行の外部格付	AAA～ AA-	A+～A-	BBB+～ BBB-	BB+～B-	B-未満
通常の債権	20%	50%	50%	100%	150%
短期債権（原契約の満期3ヶ月以下）	20%	20%	20%	50%	150%

（注）デューデリジェンスは考慮していない。

（出所）第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ここで留意すべき点は、カウンターパーティである銀行の外部格付には、暗黙の政府支援を織り込むことが認められないとされていることである。こうした提案の実現には、格付機関の協力が欠かせないことになる。

また、カウンターパーティである銀行の設立国のソブリン（国債等）に対するリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイトを適用するという現行のオプション 1 が廃止されている点も見逃せない変更である。

② SCRA 手法

第二次市中協議文書では、無格付の銀行向け債権の取扱いについて、カウンターパーティである銀行の信用力を上から「A 級」、「B 級」、「C 級」に区分してリスク・ウェイトを決定している。

なお、短期債権（原契約の満期 3 ヶ月以下）については、（リスク・ウェイトが 150% の場合を除き、）通常の債権のリスク・ウェイトよりも一段低いリスク・ウェイトを適用する。

SCRA 手法に基づく銀行向け債権のリスク・ウェイトは、図表 2 のとおりである。

図表 2 第二次市中協議文書：銀行向け債権のリスク・ウェイト（SCRA 手法）

カウンターパーティである銀行の信用力	A 級	B 級	C 級
通常の債権	50%	100%	150%
短期債権（原契約の満期3ヶ月以下）	20%	50%	150%

（出所）第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

「A 級」には、自己資本比率の最低所要水準及びバッファーを達成していることに加えて、景気循環や業況の如何に関わらず適切な方法での債務履行が可能な銀行向け債権が区分される。

「B 級」には、自己資本比率の最低所要水準を達成しているものの、景気循環や業況が追い風の場合にのみ適切な方法での債務履行が可能な銀行向け債権が区分される。

「C 級」には、自己資本比率の最低所要水準を割り込むなど、重大なデフォルト・リスクにさらされている銀行向け債権が区分される。

4. 法人向け債権

(1) 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における法人向け債権の取扱いについて、カウンターパーティである法人の外部格付を参照してリスク・ウェイトを決定することとしている。

リスク・ウェイトの範囲は、20%から150%（20%、50%、100%、150%）とされている（図表3参照）。

図表3 法人向け債権のリスク・ウェイト：現行の取扱い

カウンターパーティである法人の外部格付	AAA～ AA-	A+～A-	BBB+～ BBB-	BB+～ BB-	BB-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%	100%	150%	100%

（出所）バーゼル規制を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

前記のような現行の取扱いには、第一次市中協議文書では、次のような問題点が指摘されていた。

【法人向け債権：現行の取扱いの問題点】

- ▶ 無格付の企業が太宗を占めていることから、そうした企業に対してリスク感応性のない枠組みとなっている。
- ▶ 格付がある企業に対しては、区分が5つしかないため、クリフ（断崖）効果が大きい。（例えば、格付がA格からBBB格に低下した場合、リスク・ウェイトが50%から100%に急上昇。）
- ▶ 外部格付に依存した枠組みとなっている。

（出所）金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『信用リスクに係る標準的手法の見直し』の概要」（2015年1月）を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 第二次市中協議文書の提案

第二次市中協議文書では、標準的手法における法人向け債権の取扱いについて、①ローン、シニア債、売掛金等（以下、「シニア債等」と）②特定貸付債権（「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」及び「コモディティ・ファイナンス」の総称をいう。）に分類したうえで、次のようにリスク・ウェイトを決定する旨提案している。なお、貸出金と債務者の収入に通貨ミスマッチがあり、かつ、当該通貨ミスマッチがヘッジされていない場合、所定のリスク・ウェイトに50%のアドオン（150%を上限とする）が適用される旨も併せて提案されている。

① シニア債等

第一次市中協議文書では、法人向け債権のうちシニア債等のリスク評価における外部格付の参照を廃止するとともに、リスク・ウェイトの上限を現行の150%から300%に引き上げるという提案をしていた。

これに対して、第二次市中協議文書では、カウンターパーティである法人の外部格付を参照してリスク・ウェイトを決定するという現行の取扱いを“原則として”維持している。リスク・ウェイトの範囲も現行どおり20%から150%（20%、50%、100%、150%）である。ただし、外部格付への“機械的な”依存を低減すべく、デューディリジェンスを義務付け、その結果によってはリスク・ウェイトを引き上げることとしている。

法人向け債権のうちシニア債等のリスク・ウェイトは、図表4のとおりである。

図表4 第二次市中協議文書：法人向け債権（シニア債等）のリスク・ウェイト

カウンターパーティである法人の外部格付	AAA～ AA-	A+～A-	BBB+～ BBB-	BB+～ BB-	BB-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%	100%	150%	100%

（注）デューディリジェンスは考慮していない。

（出所）第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、無格付の中小企業（売上高50億円未満の法人）向け債権⁶のリスク・ウェイトは85%とされている。

② 特定貸付債権

経験的証拠によると、特定貸付債権は、その他の法人向け債権と比較して、より大きなリスクと期待損失を有している。

そこで、第二次市中協議文書は、標準的手法においても、内部格付手法と同様に、特定貸付債権をその他の法人向け債権から区別することを提案している。

すなわち、第二次市中協議文書では、標準的手法における法人向け債権のうち特定貸付債権の取扱いについて、“当該債権の”外部格付がある場合はそれを参照して、それがない（無格付の場合）場合は当該債権の種類とフェーズに応じて、それぞれリスク・ウェイトを決定する旨提案している。ここでは、発行体格付の使用は認められない。

“当該債権の”外部格付がある場合の特定貸付債権のリスク・ウェイトは、図表5のとおりである。

⁶ リテール向け債権（p.9参照）に該当するものを除く。

図表5 第二次市中協議文書：法人向け債権（特定貸付債権）のリスク・ウェイト（格付あり）

特定貸付債権の外部格付	AAA～ AA-	A+～A-	BBB+～ BBB-	BB+～ BB-	BB-未満
リスク・ウェイト	20%	50%	100%	100%	150%

（出所）第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

“当該債権の”外部格付がない（無格付）場合の特定貸付債権のリスク・ウェイトは、図表6のとおりである。

図表6 第二次市中協議文書：法人向け債権（特定貸付債権）のリスク・ウェイト（無格付）

オブジェクト・ファイナンス		120%
コモディティ・ファイナンス		
プロジェクト・ファイナンス	未運用フェーズ	150%
	運用フェーズ	100%

（注）プロジェクト・ファイナンスにおける「運用フェーズ」とは、そのプロジェクトのファイナンスのために組成された事業体が、①残存債務の返済に十分な正のネット・キャッシュ・フローを有しており、かつ、②長期負債を減少させているフェーズをいう。

（出所）第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

5. 株式及び劣後債の保有

（1）現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における株式及び劣後債の保有の取扱いについて、株式には100%又は250%⁷のリスク・ウェイトを、劣後債には100%⁸のリスク・ウェイトを適用している。

（2）第二次市中協議文書の提案

第二次市中協議文書では、現行のバーゼル規制で100%のリスク・ウェイトが適用されている株式及び劣後債の保有の取扱いについて、株式には250%の、劣後債には150%のリスク・ウェイトを適用する旨提案している。

なお、貸出金と債務者の収入に通貨ミスマッチがあり、かつ、当該通貨ミスマッチがヘッジされていない場合、所定のリスク・ウェイトに50%のアドオン（150%を上限とする）が適用される旨も併せて提案されている。

⁷ 「250%」のリスク・ウェイトは、銀行株（ダブルギアリングにより自己資本から控除されない部分）に限られる。

⁸ ここでは、国際統一基準行のケースを想定されたい。

6. リテール向け債権

(1) 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法におけるリテール向け債権⁹の取扱いについて、一定の基準¹⁰を満たした場合に限り、75%のリスク・ウェイトを適用している。

上記基準を満たさない場合、個人向け債権には100%のリスク・ウェイトを適用し、中小企業向け債権は法人向け債権として取扱う。

(2) 第二次市中協議文書の提案

第二次市中協議文書では、標準的手法におけるリテール向け債権の取扱いについて、基本的に現状維持を提案している。

なお、貸出金と債務者の収入に通貨ミスマッチがあり、かつ、当該通貨ミスマッチがヘッジされていない場合、所定のリスク・ウェイトに50%のアドオン（150%を上限とする）が適用される旨も併せて提案されている。

7. 不動産担保債権

(1) 居住用不動産を担保とする債権

① 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における、居住用不動産を担保とする債権の取扱いについて、債務者が当該不動産に現在居住し、又は賃貸しており、かつ、債権の全額が担保で保全されている場合に限り、35%のリスク・ウェイトを適用している。35%のリスク・ウェイトを適用するにあたっては、債務者の返済能力の有無は問わない。

② 第二次市中協議文書の提案

第二次市中協議文書では、標準的手法における、居住用不動産を担保とする債権の取扱いについて、まず、当該不動産担保債権を、次の条件（以下、「運用条件」）を満たしているか否かに分類する。債務者の返済能力を問う点に留意されたい。

⁹ 一定の中小企業向け債権及び個人向け債権をいう。

¹⁰ 商品基準（リボルビング型与信及び与信枠、個人向け与信及びリース、中小企業向け与信及びコミットメントであること。）、金額基準（一カウンターパーティに対する総エクスポージャーの額が100万ユーロを超えないこと。）、及び小口分散の基準（一カウンターパーティに対する総エクスポージャーの額が、リテール・ポートフォリオ全体のエクスポージャーの額に占める割合が0.2%を超えないこと。）を満たしていることをいう。

【不動産担保債権：運用条件】

- 担保となる不動産が完成していること
- 法的強制力があること
- 抵当権が第一順位であること ^(※1)
- 債務者に返済能力があること ^(※2)
- 担保となる不動産の価値が保守的に評価されていること
- 取引の詳細が書面化されていること

(※1) 他の銀行 1 行が第一順位の抵当権を設定している場合であって、その抵当権と自行の設定した抵当権との間にそれ以外の銀行の抵当権が設定されていない場合は、この限りでない。

(※2) 債務者の返済能力の測定方法については、各国の管轄当局に委ねられている。第二次市中協議文書では、例として、1年間の元利払いを年収（税引き後）で除することにより算出される、債務比率（Debt Service Coverage ratio）を挙げている。

(出所) 第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

次に、「ローンに対する担保価値（LTV: Loan To Value）」（＝ローン総額÷担保価値）と、「返済原資を担保不動産から生じるキャッシュフローに大きく依存しているか否か」により、リスク・ウェイトを決定する旨提案している¹¹（図表 7・8 参照）。

図表 7 第二次市中協議文書：不動産担保債権（居住用不動産）のリスク・ウェイト；返済原資を担保不動産から生じるキャッシュフローに大きく依存していない場合

	LTV ≤ 40%	40% < LTV ≤ 60%	60% < LTV ≤ 80%	80% < LTV ≤ 90%	90% < LTV ≤ 100%	100% < LTV
リスク・ウェイト (※1)	25%	30%	35%	45%	55%	カウンター パーティの リスク・ ウェイト (※2)

(注) 債権の全額が担保で保全されているのは、「LTV ≤ 100%」の場合である。

(※1) 当該不動産担保債権が前記の運用条件（p. 9・10 参照）を満たさない場合には、100%又はカウンターパーティのリスク・ウェイトのいずれか高い方のリスク・ウェイトが適用される。

(※2) 個人向け貸出しの場合は 75%、リテール向け債権に該当する中小企業向け貸出しの場合は 85%のリスク・ウェイトが適用される。

(出所) 第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

¹¹ 「ローン総額」以外の計数（「担保価値」）は、貸出実施時から更新する必要はない。

図表 8 第二次市中協議文書：不動産担保債権（居住用不動産）のリスク・ウェイト；返済原資を担保不動産から生じるキャッシュフローに大きく依存している場合

	LTV ≤ 60%	60% < LTV ≤ 80%	80% < LTV
リスク・ウェイト (※)	70%	90%	120%

(注) 債権の全額が担保で保全されているのは、「LTV ≤ 100%」の場合である。

(※) 当該不動産担保債権が前記の運用条件（p. 9・10 参照）を満たさない場合には、150%のリスク・ウェイトが適用される。

(出所) 第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、貸出金と債務者の収入に通貨ミスマッチがあり、かつ、当該通貨ミスマッチがヘッジされていない場合、所定のリスク・ウェイトに50%のアドオン（150%を上限とする）が適用される旨も併せて提案されている。

(2) 商業用不動産を担保とする債権

① 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における、商業用不動産を担保とする債権の取扱いについて、100%のリスク・ウェイトを適用している¹²。

② 第二次市中協議文書の提案

第二次市中協議文書では、標準的手法における、商業用不動産を担保とする債権の取扱いについて、居住用不動産を担保とする債権と同じく、まず、当該不動産担保債権を、前記の運用条件（p. 9・10 参照）を満たしているか否かに分類する。

次に、「ローンに対する担保価値（LTV: Loan To Value）」（=ローン総額÷担保価値）と、「返済原資を担保不動産から生じるキャッシュフローに大きく依存しているか否か」により、リスク・ウェイト（60%から130%の範囲）を決定する旨提案している¹³（図表9・10参照）。

¹² ただし、一定の厳しい条件を満たした場合に限り、リスク・ウェイトを50%とすることが認められている。

¹³ 「ローン総額」以外の計数（「担保価値」）は、貸出実施時から更新する必要はない。

図表 9 第二次市中協議文書：不動産担保債権（商業用不動産）のリスク・ウェイト；返済原資を担保不動産から生じるキャッシュフローに大きく依存していない場合

	LTV ≤ 60%	60% < LTV
リスク・ウェイト (※1)	Min (60%, カウンターパーティのリスク・ウェイト)	カウンターパーティのリスク・ウェイト (※2)

(注) 債権の全額が担保で保全されているのは、「LTV ≤ 100%」の場合である。

(※1) 当該不動産担保債権が前記の運用条件 (p. 9・10 参照) を満たさない場合には、100%又はカウンターパーティのリスク・ウェイトのいずれか高い方のリスク・ウェイトが適用される。

(※2) 個人向け貸出しの場合は75%、リテール向け債権に該当する中小企業向け貸出しの場合は85%のリスク・ウェイトが適用される。

(出所) 第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 10 第二次市中協議文書：不動産担保債権（商業用不動産）のリスク・ウェイト；返済原資を担保不動産から生じるキャッシュフローに大きく依存している場合

	LTV ≤ 60%	60% < LTV ≤ 80%	80% < LTV
リスク・ウェイト (※)	80%	100%	130%

(注) 債権の全額が担保で保全されているのは、「LTV ≤ 100%」の場合である。

(※) 当該不動産担保債権が前記の運用条件 (p. 9・10 参照) を満たさない場合には、150%のリスク・ウェイトが適用される。

(出所) 第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、貸出金と債務者の収入に通貨ミスマッチがあり、かつ、当該通貨ミスマッチがヘッジされていない場合、所定のリスク・ウェイトに50%のアドオン（150%を上限とする）が適用される旨も併せて提案されている。

(3) 地域開発プロジェクトを推進する取得、開発、建設向けの融資

① 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における、地域開発プロジェクトを推進する取得、開発、建設向けの融資の取扱いについて、特別な定めを設けておらず、法人向け債権のリスク・ウェイトが適用されている (p. 6 参照)。

② 第二次市中協議文書の提案

第二次市中協議文書では、標準的手法における、地域開発プロジェクトを推進する取得、開発、建設向けの融資の取扱いについて、150%のリスク・ウェイトを適用する旨提案している。

8. オフバランスシート・エクスポージャー

第二次市中協議文書では、リスク捕捉の適切性向上や、内部格付手法との整合性確保の観点から、オフバランスシート・エクスポージャーの掛目（CCF: Credit Conversion Factor）を次のように見直す旨提案している（図表 11 参照）。

図表 11 第二次市中協議文書：オフバランスシート・エクスポージャーの掛目（CCF）

	標準的手法		(参考) 内部格付手法
	(参考) 現行	第二次 市中協議文書 (※4)	
任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント 又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に 取消し可能なコミットメント (リテールのみ)	0%	<u>10%~20%</u>	0%
コミットメント (上記以外)			
原契約期間1年以下のコミットメント	20%	<u>50%~75%</u>	75%
原契約期間1年超のコミットメント	50%		
NIF又はRUF (※1)	50%	<u>50%~75%</u>	75%
特定の取引に係る偶発債務 (※2)	50%	50%	50%
短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務 (※3)	20%	20%	20%

(注) 下線部箇所は現行からの変更点

(※1) NIF (Note Issuance Facilities) 又は RUF (Revolving Underwriting Facilities) とは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合、銀行が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。

(※2) 特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンドバイ信用状の発行を含む。）、入札保証、品質保証等をいう。

(※3) 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいい、発行銀行及び確認銀行に適用する。

(※4) レンジ内のいずれの掛目（CCF）とするかは、影響度調査（QIS）に基づく更なる分析により決定する。

(出所) 第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

9. デフォルト・エクスポージャー

(1) 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における延滞債権の取扱いについて、支払期日後 90 日超の延滞債権（抵当権付住宅ローンに係るものを除く。）の無担保部分は、個別貸倒引当金の引当の程度に応じてリスク・ウェイトを適用している（図表 12 参照）。

図表 12 延滞債権（抵当権付住宅ローンに係るものを除く）：現行の取扱い

債権の額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金の額（部分直接償却の額を含む。）の割合	リスク・ウェイト
20%未満	150%
20%以上50%未満	100%
50%以上	100%（※）

（※）各国裁量で50%とすることが認められている。わが国では50%としている。

（出所）バーゼル規制を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、抵当権付住宅ローンに係る延滞債権の取扱いについては、原則としてリスク・ウェイトを100%とし、ローンの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金（部分直接償却の額を含む。）の割合が20%以上の場合に限りリスク・ウェイトを50%としている。

（2）第2次市中協議文書の提案

第二次市中協議文書では、標準的手法における延滞債権の定義を、内部格付手法におけるデフォルト・エクスポージャーの定義に可能な限り近づける旨提案している。すなわち、単に支払期日後90日超という観点だけでなく、貸手である銀行が満額での回収が不可能と判断するという観点も加味している。

加えて、第二次市中協議文書では、デフォルト・エクスポージャーのリスク・ウェイトを原則として150%とし、居住用不動産を担保とする債権のうち返済原資を担保不動産から生じるキャッシュフローに大きく依存していないものに限りリスク・ウェイトを100%としている。

10. 信用リスク削減手法

（1）現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における信用リスク削減手法として、①金融資産担保、②保証及びクレジット・デリバティブ、③貸出金と自行預金の相殺の3つが認められている。ここでは、第二次市中協議文書における見直しの対象となった①金融資産担保の概要を説明する。

金融資産担保を用いた信用リスク削減手法には、「簡便手法」と「包括的手法」の2つがある。

【金融資産担保（信用リスク削減手法）：現行の取扱い】

- a. 簡便手法； 債務者のリスク・ウェイトを担保資産のリスク・ウェイトに変換
- b. 包括的手法； 担保額にヘアカット率（ボラティリティ調整率）を適用した上で、エクス

ポージャー額から担保額を控除

(出所) 第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

包括的手法のヘアカット率（ボラティリティ調整率）には、監督当局が指定した「標準的ボラティリティ調整率」と、「自行推計ボラティリティ調整率」の2つがある。

(2) 第二次市中協議文書の提案

第二次市中協議文書では、金融資産担保を用いた信用リスク削減手法のうち、「包括的手法」を次のように見直す旨提案している。

まず、「自行推計ボラティリティ調整率」を廃止し、「標準的ボラティリティ調整率」のみ適用が認められるとしている。

そして、「標準的ボラティリティ調整率」自体も、次のように見直す旨提案している（図表 13 参照）。

図表 13 第二次市中協議文書：包括的手法（金融資産担保を用いた信用リスク削減手法）のヘアカット率（ボラティリティ調整率）

格付	残存期間	発行体		証券化エクスポージャーの場合
		ソブリン等	その他	
AA-相当以上 A-1/P-1相当以上	1年以下	0.5%	1%	2%
	<u>1年超3年以下</u>	2%	<u>3% (※1)</u>	8%
	3年超5年以下		4%	
	5年超10年以下	4%	<u>6% (※2)</u>	16%
<u>10年超</u>	<u>12% (※2)</u>			
BBB-相当以上 A-3/P-3相当以上	1年以下	1%	2%	4%
	<u>1年超3年以下</u>	3%	<u>4% (※3)</u>	12%
	3年超5年以下		6%	
	5年超10年以下	6%	12%	24%
<u>10年超</u>	<u>20% (※4)</u>			
BB-相当以上	全期間	15%	—	—
指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式（転換社債（CB）を含む）及び金		<u>20% (※5)</u>		
上記以外の上場株式（CBを含む）		<u>30% (※6)</u>		
投資信託等		投資信託等の投資対象に適用されるボラティリティ調整率のうち最も高いもの <u>(中身がルックスルーできない場合)</u>		
現金及び自行預金（同一通貨）（※7）		0%		

(注) 下線部箇所は現行からの変更点

(※1) 現行では「4%」

(※2) 現行では「8%」

(※3) 現行では「6%」

(※4) 現行では「12%」

(※5) 現行では「15%」

(※6) 現行では「25%」

(※7) エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するヘアカット率（ボラティリティ調整率）は、毎営業日の時価評価を行っており、かつ、保有期間が10営業日のとき、8%とする。

(出所) 第二次市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

11. おわりに

以上が、第二次市中協議文書の概要である。

BCBS は、第二次市中協議文書へのコメント及び定量的影響度調査（QIS）を踏まえ、2016 年末までに最終規則を公表する見込みである。

新たな標準的手法に基づくバーゼル規制の具体的な適用時期は未定であるが、BCBS は、十分な時間をかけて導入することとしている（必要な場合は経過措置を設定）。

第二次市中協議文書では、銀行向け債権及び法人向け債権のリスク評価における外部格付の参照を廃止するとともにリスク・ウェイトの上限を現行の 150%から 300%に引き上げるという第一次市中協議文書の提案を撤回している。そのため、第二次市中協議文書の提案がもたらさうる標準的手法採用行の自己資本比率への影響度は、第一次市中協議文書の提案に比して低くなっているものと思われる。

もともと、第二次市中協議文書の提案では、銀行向け債権のリスク評価に用いる銀行の外部格付には、暗黙の政府支援を織り込むことが認められないとされている。また、銀行の設立国のソブリン（国債等）に対するリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイトを適用するという現行のオプション 1 が廃止されている点も見逃せない変更である。

さらに、株式保有のリスク・ウェイトを現行の 100%から 250%に引き上げるという提案の影響も小さくはないものと思われる。

なお、第二次市中協議文書の内容は、標準的手法採用行のみならず、内部格付手法採用行にも重大な関心事である。というのも、BCBS は、第一次市中協議文書と同日に、内部格付手法に対して標準的手法に基づく資本フロアを設定する旨も提案しているためである¹⁴。

以上

¹⁴ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p141222.htm>)